## 下水道法の規定に基づく下水排除基準

対象者			対象者	終末処理場を有する公共下水道の使用者		
対象物質又は項目				特定事業場		
排水量 (立法メートル/日)				50立法メートル/日 以上	50立法メートル/日 未満	- その他の事業場
条例で定	環境項目等	温度		45℃ (40℃) 未満	45℃(40℃)未満	45℃(40℃)未満
		水素イオン濃度		5を超え9未満	5を超え9未満	5を超え9未満
				(5.7を超え8.7未 満)	(5.7を超え8.7未 満)	(5.7を超え8.7未満)
		生物化学的酸素要求量		600 (300) 未満	600(300)未満	600(300)未満
		浮遊物質量		600(300)未満	600(300)未満	600(300)未満
める		沃素剂	肖費量	220未満	220未満	220未満
る基準		ノルマルヘキサ	鉱油類含有量	5以下	5以下	5以下
		ン抽出物質含有 量	動植物油脂類含 有量	30以下	30以下	30以下
		窒素含	含有量	240(150)未満	240(150)未満	240(150)未満
		<b>燐</b> 含	<b>燐含有量</b>		32(20)未満	32(20)未満
		フェノール類		5以下	5以下	5以下
		銅及びその化合物		3以下	3以下	3以下
		亜鉛及びその化合物		2以下	2以下	2以下
		鉄及びその化合物(溶解性)		10以下	10以下	10以下
		マンガン及びその化合物(溶解 性)		10以下	10以下	10以下
		クロム及びその化合物		2以下	2以下	2以下
	健康項目	カドミウム及びその化合物		0.03以下	0.03以下	0.03以下
政		シアン化合物		1以下	1以下	1以下
やの		有機燐化合物		1以下	1以下	1以下
基準		鉛及びその化合物		0.1以下	0.1以下	0.1以下
毕		六価クロム化合物		0.5以下	0.5以下	0.5以下
		ヒ素及びその化合物		0.1以下	0.1以下	0.1以下
		水銀及びアルキル水銀その他水銀 化合物		0.005以下	0.005以下	0.005以下
			k銀化合物	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと
		ポリ塩化リ	ごフェニル	0.003以下	0.003以下	0.003以下
		トリクロロエチレン		0.1以下	0.1以下	0.1以下
		テトラクロロエチレン		0.1以下	0.1以下	0.1以下
		ジクロロメタン		0.2以下	0.2以下	0.2以下

_	_				
	健康項目	四塩化炭素	0.02以下	0.02以下	0.02以下
		1・2-ジクロロエタン	0.04以下	0.04以下	0.04以下
政令の基準		1・1-ジクロロエチレン	1以下	1以下	1以下
		シスー1・2-ジクロロエチレン	0.4以下	0.4以下	0.4以下
		1・1・1-トリクロロエタン	3以下	3以下	3以下
		1・1・2-トリクロロエタン	0.06以下	0.06以下	0.06以下
		1・3-ジクロロプロペン	0.02以下	0.02以下	0.02以下
		チウラム	0.06以下	0.06以下	0.06以下
		シマジン	0.03以下	0.03以下	0.03以下
		チオベンカルプ	0.2以下	0.2以下	0.2以下
		ベンゼン	0.1以下	0.1以下	0.1以下
		セレン及びその化合物	0.1以下	0.1以下	0.1以下
		ほう素及びその化合物	10以下 (海域以外に排出) 230以下 (海域に排出)	10以下 (海域以外に排出) 230以下 (海域に排出)	10以下 (海域以外に排出) 230以下 (海域に排出)
		ふっ素及びその化合物	8以下 (海域以外に排出) 15以下 (海域に排出)	8以下 (海域以外に排出) 15以下 (海域に排出)	8以下 (海域以外に排出) 15以下 (海域に排出)
		1・4-ジオキサン	0.5以下	0.5以下	0.5以下
		アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素 及び硝酸性窒素含有量	380	380	380
		ダイオキシン類	10以下	10以下	10以下

- 1. 単位は、水素イオン濃度 (pH) 、温度、ダイオキシン類 (pg-TEQ/L) を除き、すべてmg/1である。
- 2. ( ) の数値は製造業またはガス供給業に適用する。 3. ピンク色の枠内は直罰規定にかかる排水基準である。ただし、水質汚濁防止法に基づく総理府令により 緩やかな基準が定められているものは、その数値とする。